

# 消防計画書

年 月 日作成

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的 等

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、\_\_\_\_\_ (会社・事業所名等)における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、風水害等の災害を予防し、人命の安全確保及び被害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_ (会社・事業所名等)に勤務し又は出入し、居住するすべての者に適用する。

2 危険物施設は、別に定める予防規定によるものとする。

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第3条 管理権原者は、\_\_\_\_\_ (役職名又は氏名)とする。

- (1) 管理権原者は、\_\_\_\_\_ (会社・事業所名等)の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。
  - (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
  - (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
  - (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 2 防火管理者は、\_\_\_\_\_ (役職名又は氏名)とし、次の各号に定める一切の権限を有する。
- (1) 自衛消防組織に関すること。
  - (2) 火元責任者に対する防火の指導に関すること。
  - (3) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
  - (4) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
  - (5) 避難通路、避難口、排煙又は防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
  - (6) 防火壁、内装、その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
  - (7) 定員の遵守その他の収容人員の適正化に関すること。
  - (8) 火気使用場所等の指定又は制限に関すること。
  - (9) 増改築、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取り扱いの監督に関すること。
  - (10) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、来客等のパニック防止、避難誘導等に関すること。
  - (11) 消火、通報及び避難等の訓練の実施に関すること。

- (12) 防火上必要な教育に関する事。
- (13) 防火管理について消防機関との連携に関する事。

第4条 防火管理者は、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の保守点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (6) 避難通路の確保の指導監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告等)

第5条 管理権原者は、防火管理者と共に、次の事項について消防機関への報告、届出等を行う事。

- (1) 消防計画の届出及び変更
- (2) 建築物及び各設備の設置又は変更に伴う法令に基づく各手続
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) 火災予防上必要な検査及び指導の要請
- (5) 消防訓練実施計画及び結果報告
- (6) 工事を行うときの事前連絡及び法令に基づく各手続
- (7) その他法令に基づく報告及び防火管理上必要な事項

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第6条 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する事。

## 第2章 予 防 管 理

### 第1節 予 防 管 理 組 織

(予防管理組織)

第7条 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、一定の区域ごとに防火担当責任者・火元責任者を置くものとし、その編成及び任務は別表1のとおり定める。

- 2 消防用設備等及び建築物、火気使用設備及び器具、電気設備等についてそれぞれ点検検査班を編成し、適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、その編成及び任務は別表1のとおりとする。

### 第2節 火 災 予 防 措 置

(火気等の使用制限等)

第8条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定

- (2) 火気及び火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い
- (4) 火災警報発令時等における火気使用禁止又は制限
- (5) 危険物、火薬類の持込の禁止又は制限
- (6) その他火災予防上必要と認められる事項

(社員等の遵守事項)

第9条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) こんろ、ストーブ等は指定された場所以外では使用してはならない。
  - (2) 火気使用設備器具の周囲を整理整頓するとともに、可燃物を接近させて使用しないこと。
  - (3) 火気使用設備器具を使用する前後には必ず器具等を点検し、安全を確認すること。
  - (4) 喫煙は、指定された場所で行い、退社時には、灰皿、容器等は指定場所に集め完全に消火の確認をすること。
- 2 避難施設及び防火施設の機能を有効に維持するため、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設に避難の支障となる物品を置かないこと。
  - (2) 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように、維持管理すること。
  - (3) 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。
  - (4) 防火戸及び防火シャッターは、随時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
  - (5) 防火戸及び防火シャッターに近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。
  - (6) 屋内消火栓、消火器等の消防用設備等の周辺には、その使用の障害となる物品の集積、展示、装飾等をしないこと。また、消火器はみだりに移動しないこと。
- 3 放火防止のため、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。
  - (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。
  - (3) 建物内外の整理整頓を行うこと。
  - (4) トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行うこと。
  - (5) 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行うこと。

(工事人等の遵守事項)

第10条 工事等を行うものは、事前に作業・工事計画を防火管理者に届出て、火災予防上必要な指示を受け、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、建築物等の工事を行う前に、工事人に対して火災予防上の教育を実施すること。
- (2) 溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、火災予防上必要な措置をし、消火器等を配置してから行うこと。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物類の持込又は使用する場合は、その危険性に応じた安全を配慮すること。

- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) 工事用シートは、防炎処理を施したものを使用すること。

(避難経路図等の掲示)

第 11 条 防火管理者は、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び避難経路図を作成して掲示すること。

### 第 3 節 建築物等の自主検査

(火気使用設備等の自主検査)

第 12 条 火気使用設備等の自主検査は、別表 2 により定期的にこれを行う。なお、平素においては、火元責任者が随時検査を行う。

- 2 不備欠陥事項を発見した場合は、防火管理者に報告しなければならない。
- 3 防火管理者は、各検査結果を防火対象物維持台帳に記録するとともに不備欠陥事項については、(経営者等)に報告し、必要な指示を受けその改善及び促進を図るものとする。

### 第 4 節 消防用設備等の点検

(消防用設備等の点検及び報告等)

第 13 条 消防用設備等の点検は別表 3 により定期的にこれを行う。なお、防火管理者、火元責任者は、定期的に行う点検のほか、作動点検、外観点検を随時行い消防用設備等の管理にあたるものとする。

- 2 点検の結果は、検査表に記録して防火管理者に報告すること。
- 3 防火管理者は、点検の結果を防火管理維持台帳に記録するとともに不備欠陥事項については、経営者等に報告し、改修計画をたて改修しなければならない。
- 4 防火管理者の確認を受けた消防用設備等の点検結果を消防長に(3年又は1年に1回)報告すること。

## 第 3 章 自衛消防活動

### 第 1 節 自衛消防組織

(自衛消防組織及び任務分担)

第 14 条 自衛消防組織は、経営者等を自衛消防隊長(以下「隊長」という。)として、自衛消防隊を設置し、その編成及び任務は、別表 4 のとおりとする。

- 2 隊長は、火災が発生したならば、自衛消防隊本部(以下「本部」という。)を設置するとともに、指揮・命令を行うとともに各消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防隊活動ができるように努めなければならない。
- 3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

(防火管理業務の委託)

第 15 条 防火管理業務の一部を委託する場合は、受託者の氏名と住所、受託者の行う防火管理業務の範囲及び受託者の行う防火管理業務の方法は別表 5 のとおりである。

## 第2節 震災予防措置

(建築物及び施設等に対する措置)

第16条 地震時の災害の発生を予防するため、各点検検査班及び火元責任者は、別表1に基づく各種施設・器具等の点検検査に合わせて次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物その他の工作物（工事中のものを含む）及び事業所内に陳列，設置する物件の倒壊，転倒，落下等危険の防止
- (2) 火気使用設備器具の転倒，落下防止並びに自動消火装置及び燃料等の自動停止装置についての機能点検
- (3) 危険物類の転倒，落下，漏洩等による出火防止の措置
- (4) 建物内外の避難通路及び避難口の確保
- (5) 地震時の非常用物品の確保及び定期点検

(大規模災害時の活動)

第16条の2 大規模災害時には会社の安全を確認後，自主的に自衛消防隊が会社周辺地域の被害の軽減を図るため，資機材等を活用して消火，救急，救助の活動を行うものとする。

## 第3節 風水害予防措置

(建築物等の措置)

第17条 風水害等の災害を予防するため，防火管理者は，次の措置を行うものとする。

- (1) 建物等の強風・浸水による被害を防止するため，点検・改修
- (2) 立地条件の把握
- (3) 気象情報・防災情報の収集・連絡体制の確立
- (4) 避難体制の確立

## 第4章 防火教育及び訓練等

### 第1節 防火教育等

(防火教育の区分・内容)

第18条 防火管理者は，次の防火教育を行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防の遵守事項
- (3) 防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 来客に対する人命安全に関する基本的事項
- (5) 工事人に対する教育
- (6) 震災対策に関する事項
- (7) 風水害対策に関する事項
- (8) その他火災予防上必要な事項

### 第2節 訓練

(訓練内容)

第19条 防火管理者は，次の区分により各訓練を実施しなければならない。

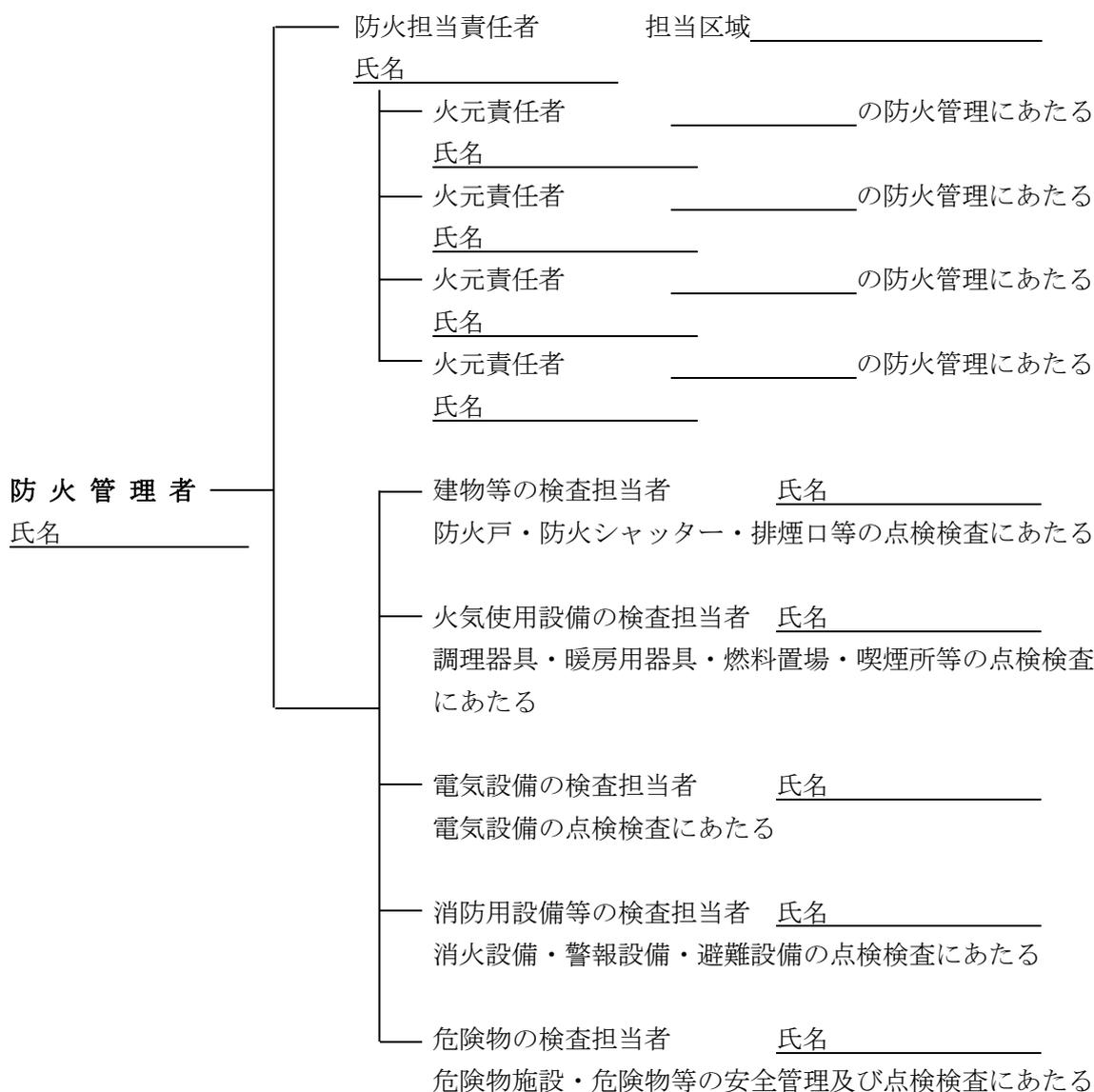
訓練種別	訓練内容		実施月
総合訓練	会社員を対象に消火・通報・及び避難誘導並びに避難等を連携して行う。		月
部分訓練	火災を想定し、個別に任務や行動を確認するため実施する。	通報訓練 消火訓練 避難訓練	月 月 月
震災訓練	震災を想定し独自に行う。又は市等の行う訓練に参加する。		月

- (1) 防火管理者は、訓練を実施しようとするときは、あらかじめその旨を消防機関へ届出なければならない。
- (2) 防火管理者は、訓練終了後その結果について検討し、以後の訓練に反映させるとともに、その旨を消防機関へ届出なければならない。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

## 予 防 管 理 組 織 の 編 成 及 び 任 務



(付記) 各職場の規模，防火管理業務を分担できる人の数等を考慮して，その実情にあった組織とするよう上記の表を適宜変更して組織を定める。

担 当 者 の 任 務	
防 火 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の総括責任者</li> <li>・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。</li> <li>・防火管理者の補佐を行う。</li> </ul>
火 元 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>

別表 2 (その 1) 自主点検表 (建物構造・火気・その他)

実施項目及び確認箇所				検査結果
建物構造	(1)	柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2)	天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3)	窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、または枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(4)	外壁 (貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。		
避難施設	(1)	避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる障害物を設置していないか。		
	(2)	階段 階段室に障害物を設置していないか。		
	(3)	避難階の避難口 (出入口) ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。		
火気設備器具	(1)	厨房設備等 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。		
	(2)	その他の設備等 ① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。		
電気設備	(1)	電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
	検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日
		年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日
				防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 2 (その 2)

## 自主点検表 (消防用設備)

実施設備	確認箇所	結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
避難器具 (年月日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなってないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年月日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適性になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良

×…不備・欠陥

⊗…即時改修

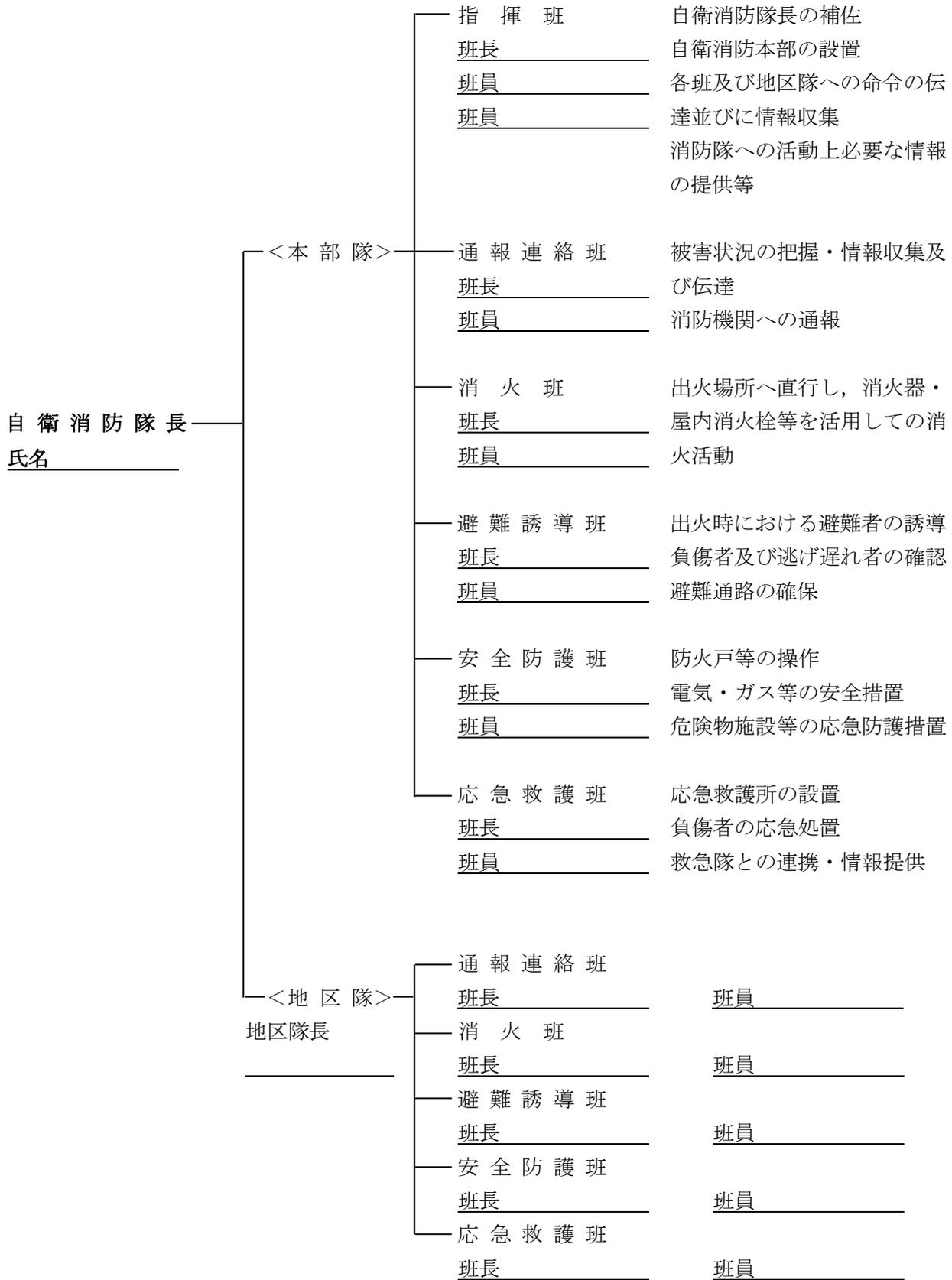
別表 3

## 消防用設備等の点検

消防用設備等の点検，報告については，消防法施行規則第31条の6等に定める基準により実施する。

機能点検	6ヶ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作動点検 消防用設備等に付置する非常電源（自家発電設備）又は，動力消防ポンプの正常な作動を確認すること。</li> <li>・外観点検 消防用設備等の機器の適正な配置，損傷の有無等を確認すること。</li> <li>・機能点検 消防用設備等の機器の機能について確認すること。</li> </ul>
総合点検	1年に1回	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ，又は使用することにより，総合的な機能を確認すること。

自 衛 消 防 組 織 表



別表 5

防火管理業務の委託状況

〈 方式〉

受託者の氏名 及び住所 法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地	氏名（名称） 住所（所在地）  T E L <hr/> 担当事務所  T E L
受託者の行う防火 管理業務の範囲	
受託者の行う防火 管理業務の方法	